

教育委員会

教育公安委員会

【所管関係資料】

（当初予算関係）

2月7日提出

目 次

課室名	タイトル	頁
総務課	第4期あきたの教育振興に関する基本計画（案）【概要版】	3
	第4期あきたの教育振興に関する基本計画（案）	別冊
幼保推進課	施設等の基準を定める条例に規定される省令等の改正について	14
	令和6年度保育施設・保育士等実態調査 調査結果の概要	15



第4期あきたの教育振興に関する基本計画

～みんなで作ろう「教育立県あきた」～

(案) 【概要版】



秋田県教育委員会

計画策定に当たっての基本的な考え方

計画の策定趣旨

- ◆ 人口減少・少子高齢化やグローバル化の加速、AI・IoTなどの技術革新の急速な進展等により、将来予測が困難な時代を迎えている。
- ◆ こうした時代の変化を的確に捉え、これまで積み重ねてきた教育実践とのベストミックスを図りながら、新たな時代に対応した学びの実現に取り組むため、本計画を策定する。

計画の位置付け

- ◆ 教育基本法第17条第2項の規定に基づいて策定する本県の教育振興基本計画とするとともに、新秋田元気創造プランにおける教育分野に関する個別計画とする。

計画期間

- ◆ 令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とする。

本県教育の目指す姿と最重点の教育課題

- ◆ グローバル化が加速する中であって、ふるさとの自然や歴史、伝統文化を理解し、ふるさとの誇りと愛着をもちつつ、異文化や多様な価値観を理解し、自分の考えを積極的に表明し、行動できる人材を育てることが重要となっている。
- ◆ 社会の変化が激しさを増す中であって、変化を前向きに捉え、未来を作っていく一人としての自覚をもち、困難や失敗を恐れず、積極果敢に挑戦する力や態度を育成する必要がある。

目指す教育の姿

ふるさとを愛し、社会を支える自覚と高い志にあふれる人づくり

最重点の教育課題

地域に根ざしたキャリア教育の充実

- ◆ 子どもたち一人一人が「生きる力」を身に付け、様々な課題に対し、柔軟に、かつ、たくましく対応していくことができるよう、地域との関わりを通して、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育む。

“「問い」を発する子ども”の育成

- ◆ 自他の営みを積極的に工夫改善し、発信していくことができるよう、「問う」ことを通して自ら学び、問題を発見し、他者との関わりを通して主体的に問題解決していく子どもを育成する。

目指す姿の実現に向けた基本方針と横断的に取り組む重点施策

基本方針1 社会の持続的な発展を牽引する力の育成

- (1) 家庭・地域・企業等と連携したキャリア教育の推進
- (2) 社会の変化とニーズに応じた専門教育の推進
- (3) グローバル化に対応した外国語教育と国際交流の推進
- (4) 探究・STEAM教育等の教科等横断的な学習の推進

基本方針2 確かな学力の育成

- (1) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進
- (2) 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実
- (3) 学びに向かう力を育む就学前教育・保育の推進

基本方針3 誰一人取り残すことなく全ての子どもたちの可能性を引き出す教育の推進

- (1) インクルーシブ教育システムの推進による特別支援教育の充実
- (2) 不登校児童生徒への支援の推進
- (3) 多様なニーズに対応した教育機会の確保

基本方針4 豊かな心と健やかな体の育成

- (1) 自他を尊重する心を育む教育の推進
- (2) 主体的に社会の形成に参画する態度を育む教育の推進
- (3) 学校における体育活動の充実と健康教育の推進

基本方針5 子どもたちの豊かな学びを支える教育環境の構築

- (1) 学習の質を高めるための教育環境の整備
- (2) 教職員の指導体制の充実と学校における働き方改革の推進
- (3) 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

基本方針6 誰もが生涯にわたり学び続けられる環境の構築

- (1) 多様な学びの場づくりと学びを通じた地域づくりの推進
- (2) 良質な文化芸術に親しむ機会の充実と文化遺産の保存・活用

今後5年間で横断的に取り組む重点施策

- ① 持続可能な社会の創り手となる人材の育成に向けた教育の推進
- ② 多様性と包摂性のある社会の実現に向けた教育の推進
- ③ 生涯にわたって主体的に学び続ける力を育む教育の推進
- ④ 教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

基本方針1 社会の持続的な発展を牽引する力の育成

(1) 家庭・地域・企業等と連携したキャリア教育の推進

- ① ふるさとを学びのフィールドとした学習活動の推進
 - 自然や文化等に触れる体験的な活動の充実 等
- ② 社会的・職業的自立を目指した教育活動の充実
 - 職場見学、職場体験・インターンシップ等の充実 等
- ③ きめ細かな就職支援と職場定着の推進
 - 支援員による就職相談、求人開拓 等

(3) グローバル化に対応した外国語教育と国際交流の推進

- ① 児童生徒の英語コミュニケーション能力の向上
 - パフォーマンステストの充実 等
- ② 教員の指導力と英語力の向上
 - 小学校外国語集中実践セミナーの実施 等
- ③ 異文化体験活動の促進
 - イングリッシュキャンプの充実 等

(2) 社会の変化とニーズに応じた専門教育の推進

- ① 地域資源を活用した最先端の学びの推進
 - 最新の専門知識等を有する人材を活用した特別講義 等
- ② 高等教育機関との連携の推進
 - 高大連携事業への参加促進 等
- ③ 最先端のデジタル教育の推進
 - 最新のICT教材を活用したプログラミング教育 等

(4) 探究・STEAM教育等の教科等横断的な学習の推進

- ① 「総合的な学習の時間」等における探究的な学習活動の充実
 - 探究的な学習の過程の充実に向けた指導の工夫改善 等
- ② 数学的・科学的に探究する力を育む理数教育の充実
 - 博士号教員や大学教員等による最先端の講義 等

主な推進指標

- ❑ 将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合 (R6) 81.0% → (R11) 85.0%
- ❑ 高校生の県内就職率 (R5) 71.3% → (R11) 76.0%
- ❑ 英検3級相当以上の英語力を有する中3生の割合 (R5) 46.9% → (R11) 60.0% など

基本方針2 確かな学力の育成

(1) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

- ① 新たな時代に対応した「秋田の探究型授業」の推進
 - 授業改善の取組を支援する学校訪問指導 等
- ② 学力向上を目指した検証改善サイクルの推進
 - 検証改善委員会による全国学力・学習状況調査等の結果分析及び改善 等

(3) 学びに向かう力を育む就学前教育・保育の推進

- ① 就学前教育・保育の質の向上
 - 市町村の幼児教育推進体制の構築・充実に向けた支援 等
- ② 就学前教育・保育と小学校教育の円滑な接続
 - 幼保小の協働による架け橋期のカリキュラム開発・実施への支援 等

(2) 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実

- ① 少人数学習や習熟度別学習等によるきめ細かな指導の充実
 - きめ細かな指導を行うための教員の配置 等
- ② I C Tを活用した教育の推進
 - I C T活用指導力の向上を図るための研修 等



主な推進指標

- ❑ 授業の目標を意識して学習に取り組んでいると思う児童生徒の割合 (R5) 88.8% → (R11) 90.0%
- ❑ 勉強が好きだと思う児童生徒の割合 (R5) 58.7% → (R11) 61.5%
- ❑ 幼保小の協働による架け橋期カリキュラムの策定市町村数 (R6) 2市町村 → (R11) 25市町村 など

基本方針3 誰一人取り残すことなく全ての子どもたちの可能性を引き出す教育の推進

(1) インクルーシブ教育システムの推進による特別支援教育の充実

- ① 園・小・中・高校等における特別支援教育の推進
 - 個別の教育支援計画等の作成と活用・引継ぎの促進 等
- ② 特別支援学校における教育の充実
 - 地域の資源や教育力を生かした教育課程の編成と実施 等
- ③ 教職員の特別支援教育に関する専門性の向上
 - 秋田県教職キャリア指標を踏まえた研修の実施 等
- ④ 切れ目ない支援に向けた関係機関との連携強化と特別支援教育への理解促進
 - 家庭・学校・放課後等デイサービス事業所の連携促進に向けた会議等の実施 等



主な推進指標

- ❑ 交流及び共同学習の充実に向けた障害理解授業を実施した小・中学校の割合 (R5) 42.8% → (R11) 60.0%
- ❑ 特別支援教育に関する校内研修を実施した小・中・高校の割合 (R3) 75.9% → (R11) 88.0%
- ❑ 学校内外の機関等で相談・指導を受けた不登校児童生徒の割合 (R5) 59.3% → (R11) 75.0% など

(2) 不登校児童生徒への支援の推進

- ① 不登校における課題の未然防止と早期支援の充実
 - SC・SSWによる教育相談の充実 等
- ② 不登校児童生徒の学びの保障
 - 校内教育支援センターや空き教室を活用した学習支援 等

(3) 多様なニーズに対応した教育機会の確保

- ① 高校中退者等に対する就学機会の提供
 - 定時制・通信制課程の特色を生かした取組の充実 等
- ② 性の多様性を尊重した教育の推進
 - 「性的マイノリティ」とされる児童生徒一人一人のニーズに応じたきめ細かな相談・支援 等
- ③ 外国人児童生徒等への支援の充実
 - 日本語教育等が必要な児童生徒の在籍校への教員加配 等

基本方針4 豊かな心と健やかな体の育成

(1) 自他を尊重する心を育む教育の推進

- ① 人権教育の推進
 - 「生命（いのち）の安全教育」の推進 等
- ② 道徳教育の推進
 - 道徳教育推進教師等を中心とした組織的な指導の充実 等
- ③ いじめの未然防止と早期発見・早期対応の推進
 - 児童生徒の主体的な取組の推進によるいじめを許さない学校風土の醸成 等
- ④ 体験活動・交流活動の充実
 - あきたアドベンチャープログラムの充実・提供 等



主な推進指標

- ❑ 自分にはよいところがあると思っている児童生徒の割合 (R6) 86.7% → (R11) 90.0%
- ❑ 地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合 (R6) 88.8% → (R11) 90.0%
- ❑ 運動やスポーツをすることが好きな児童生徒の割合 (R5) 62.9% → (R11) 67.5% など

(2) 主体的に社会の形成に参画する態度を育む教育の推進

- ① 主権者や消費者の育成に係る指導の充実
 - 各教科等を通じて横断的・総合的に取り組む主権者教育・消費者教育の充実 等
- ② 持続可能な社会の創り手を育成する環境教育の推進
 - 発達段階に応じた豊かな自然体験活動の推進 等

(3) 学校における体育活動の充実と健康教育の推進

- ① 学校体育・運動部活動の充実
 - 専門性を有する地域人材の活用による授業や運動部活動の充実への支援 等
- ② 保健教育の推進と学校給食・食育の充実
 - 医療関係者等との連携による児童生徒の現代的健康課題の解決に向けた講座や指導者研修会の実施 等

基本方針5 子どもたちの豊かな学びを支える教育環境の構築

(1) 学習の質を高めるための教育環境の整備

- ① 教職員の資質能力の向上を図るための研修の充実
 - ▶ 教職員一人一人のキャリアステージや職務に応じた研修の実施 等
- ② 活力に満ちた魅力ある学校の整備
 - ▶ 秋田県高等学校総合整備計画による高校の学校規模の適正化と望ましい配置の実現 等
- ③ 私立学校教育の振興
 - ▶ 私立学校の運営等に係る経費への支援 等
- ④ 高校生、大学進学者等に対する経済的支援の充実
 - ▶ 就学支援金・奨学給付金の支給、奨学金の貸与 等



主な推進指標

- 学校の勉強がよく分かると思う児童生徒の割合 (R5) 87.6% → (R11) 89.0%
- 月当たり時間外在校等時間が45時間以内の教員の割合 (R5) 68.4% → (R11) 100.0%
- コミュニティ・スクールを導入している学校の割合 (R5) 68.8% → (R11) 86.3% など

(2) 教職員の指導体制の充実と学校における働き方改革の推進

- ① 優れた教職員の確保と適正な配置
 - ▶ 採用試験における優遇措置・特別選考の実施 等
- ② 教職員の働き方改革の推進
 - ▶ ICTを活用した校務の効率化 等
- ③ 教職員の健康管理の推進
 - ▶ 定期健康診断等の実施と事後措置の徹底 等

(3) 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

- ① 地域社会全体で子どもの成長を支える体制の構築
 - ▶ 地域学校協働活動の運営支援と一体的な実施の促進 等
- ② 学校安全の取組の推進
 - ▶ 安全教育の充実に向けた学校への外部講師の派遣 等
- ③ 家庭教育支援の充実
 - ▶ 家庭教育支援を担う人材の育成と家庭教育支援チームの組織化の推進 等

基本方針6 誰もが生涯にわたり学び続けられる環境の構築

(1) 多様な学びの場づくりと学びを通じた地域づくりの推進

① 生涯学習の機会の充実

- 地域課題や現代的課題に関する学習機会の充実 等

② 地域コミュニティの活性化に向けた社会教育の推進

- ICTの活用による、多様な主体との連携・協働に向けた取組事例の共有 等

③ 読書活動の推進

- 市町村立図書館・学校図書館等への支援 等



(2) 良質な文化芸術に親しむ機会の充実と文化遺産の保存・活用

① 文化芸術体験機会の充実

- 芸術家の派遣による学校における文化芸術の鑑賞・体験機会の提供 等

② 全ての人に開かれた美術館・博物館づくりの推進

- 美術館・博物館におけるDXの推進 等

③ 文化遺産の保存・活用の推進

- 文化遺産等の調査による文化財指定等の推進 等



主な推進指標

- ❑ 地域課題の解決に向け、推進体制を構築して取り組んでいる自治体数 (R6) 10市町村 → (R11) 25市町村
- ❑ 県立美術館・近代美術館・県立博物館・農業科学館の来館者数 (R5) 262,755人 → (R11) 294,000人
- ❑ 国・県指定等文化財の件数 (R5) 804件 → (R11) 836件 など

計画の推進に向けて

- ◆ 多様な広報媒体を活用しながら、分かりやすい情報発信・広報活動に努め、計画の周知を図る。
- ◆ 国・市町村・関係部局、多様な主体との連携を図りながら、全ての県民が子どもたちの成長に関わる当事者であるとの意識を高め、県民総参加による「教育立県あきた」の実現を目指す。
- ◆ 施策の推進状況について、毎年度、定期的な点検・評価を行うとともに、当該点検・評価結果や各種調査結果等を踏まえて次年度以降における施策の改善を図る、実効性のあるPDCAサイクルを確立する。

問い合わせ先

秋田県教育庁総務課 企画チーム

〒010-8580 秋田市山王三丁目1番1号

TEL：018-860-5112 FAX：018-860-5851

E-mail：soumu-edu@pref.akita.lg.jp

URL <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/education>

施設等の基準を定める条例に規定される省令等の改正について

幼保推進課

令和6年7月に規定形式を変更して改正した施設等の基準を定める条例において、その施設等の基準とする旨を規定した省令等が改正されたことから、その改正内容を参酌して次のとおり対応する。

1 改正された省令等【対応する条例】

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）

【秋田県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和6年条例第57号）】

2 改正内容

幼保連携型認定こども園の副園長・教頭の資格要件に係る特例期間の延長

- ・幼保連携型認定こども園の副園長又は教頭の資格要件について、幼稚園教諭免許状及び保育士登録の両方を受けた者に限ることとされているところ、特例として、令和6年度末までに限りそのいずれか一方を受けていれば足りることとされている。
- ・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（令和6年内閣府・文部科学省令第3号。以下、「一部改正省令」という。）により、この特例の期間が2年間延長され、令和8年度末までとされた。

3 対応

改正内容よりも厳格化する県独自基準は規定しないものとし、一部改正省令どおりの対応とする。

4 その他

パブリックコメントを実施したところ、特段の意見の提出はなかった。

令和6年度

保育施設・保育士等実態調査

調査結果の概要

令和7年2月
秋田県教育庁幼保推進課

【調査の概要】

(1) 調査方法 調査の協力を郵送により行い、回答は調査票の返送又は電子申請・登録サービスによる

(2) 調査期間 令和6年8月9日～12月25日

区分	抽出方法	対象標本数	調査項目	回収数	回収率	備考
保育施設	公立私立を含む県内すべての保育所、認定こども園（幼稚園型除く） 【令和6年4月1日現在】	264施設	(1) 保育従事者等の配置に関すること ①保育従事者等の現員数 ②施設の運営上必要な保育従事者等の人数 ③望ましいと考える保育士等配置基準 ④今後の採用者数・退職者数の見込み (2) 障害児保育に関すること ①障害児や「気になる子」の考え方等 ②市町村による補助制度 ③障害児の受入状況 ④障害児保育の推進に向けた課題	264施設	100.0%	
市町村	県内すべての市町村	25市町村	(1) 障害児や「気になる子」の把握に関すること ①保育所等に在籍する障害児の把握方法 ②保育所等に在籍する「気になる子」の把握方法 (2) 障害児保育に関する補助制度（加配保育士等への補助）に関すること ①補助制度の有無及び補助対象・補助要件・基準額等 ②施設や関係団体からの要望の有無及びその対応方針 ③望ましいと考える保育士等配置基準	25市町村	100.0%	
保育士	秋田県保育士登録者名簿（令和6年5月1日時点）のうち概ね60歳未満の方（昭和39年4月1日以降に生まれた方）	2,000名	①保育士として働くことへの満足度 ②保育士として働く上での悩み・不安・不満等 ③離職の理由・復職の意向等 ④保育士として働き続けられるために必要な支援等	588名	29.4%	回収数のうち、現役保育士数は417名

【調査結果のポイント】

＜保育施設の調査結果＞

(1) 保育士不足

- 保育施設が公的な助成制度の基準等を超えて加配している保育士等は、総数で1,884人に上り、その多くは特別な配慮を必要とする子どもに対応するためのほか、保育士等の勤務シフトや業務負担を軽減するために配置している。
- 今後もさらに加配が必要だと回答した保育施設は過半数を超えており、その理由としては、保育士の業務負担の軽減や勤務シフトへの対応等が多い。

(2) 障害児保育

- 「気になる子」がいると回答した保育施設は8割を超えている。また、「気になる子」以外の障害児を受け入れている保育施設は約4割となっている。
- 市町村からの支援が不十分と回答した保育施設は7割を超え、その主な理由としては、補助金額が人件費と比較して少ないためとなっている。

＜市町村の調査結果＞

(3) 障害児保育

- 補助制度があると回答したのは14市町村。対象児童の範囲としては、「身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の保持者」や「特別児童扶養手当」支給対象児童、「医師等による診断書・意見書がある児童」とする市町村が多い。
- 補助の対象は加配保育士や障害児と様々であり、補助金額にも差がある。

＜保育士の調査結果＞

(4) 保育士の現状

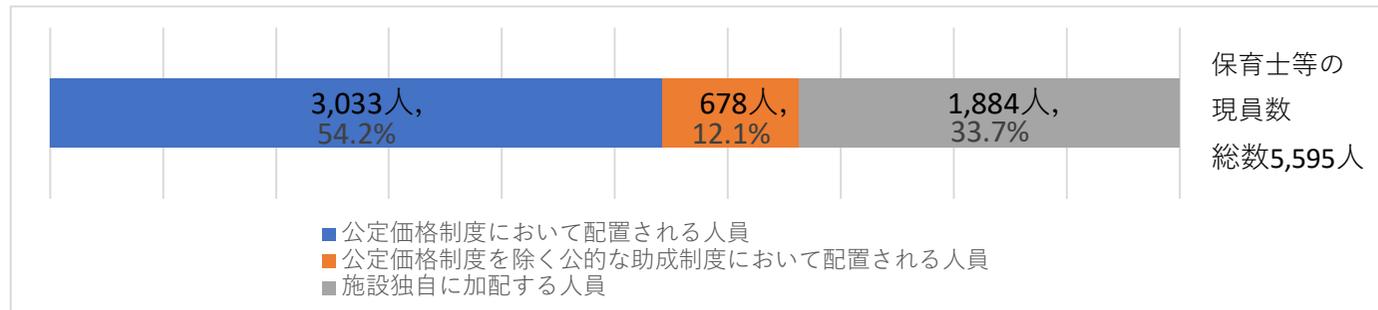
- 保育士としてやりがいを感じる職員は8割弱となっており、給与の低さや仕事量（雑務）等に悩みや不安等を抱える職員が多く見られる。
- 保育施設を離職した人の理由としては、給与の低さや仕事量（雑務）に次いで、職場内の人間関係を挙げる割合が高くなっている。
- 保育士として働いていない理由として、勤務体制・労働時間や給与水準等を挙げる回答者が多い。

< 保育施設の調査結果から >

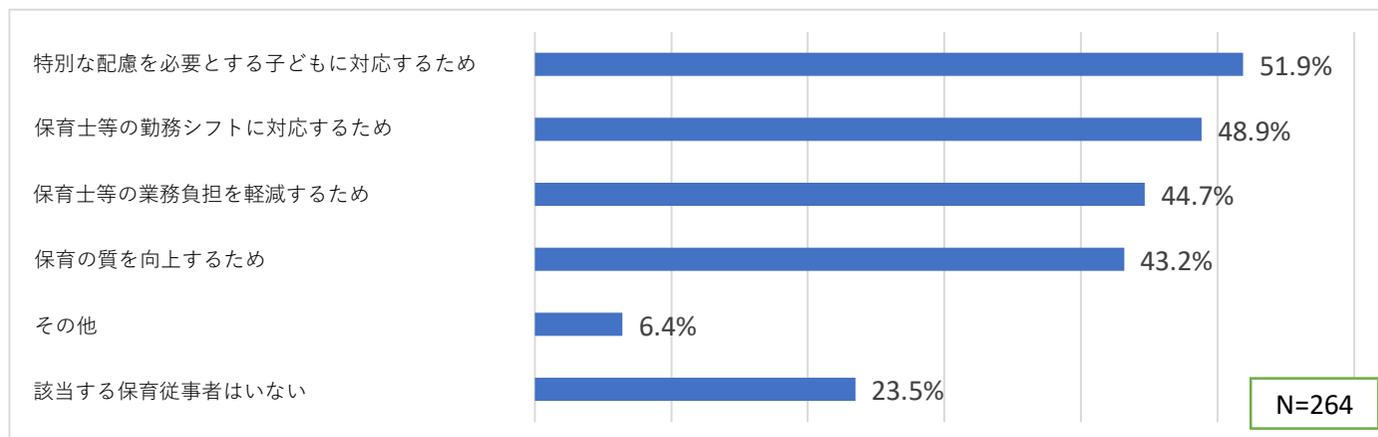
① 保育従事者数と超過配置理由

○ 保育施設に従事する保育士等5,595人のうち、公定価格やその他公的な助成により配置されている職員は 66.3% (3,711人) を占める一方、施設独自に配置している職員は33.7% (1,884人) となっている。また、施設が独自に職員を配置している理由としては、「特別な配慮を必要とする子どもに対応するため」が51.9%と最も多く、次いで「保育士等の勤務シフトに対応するため」が48.9%となっている。

● 保育施設に従事する保育士等の総数とその内訳



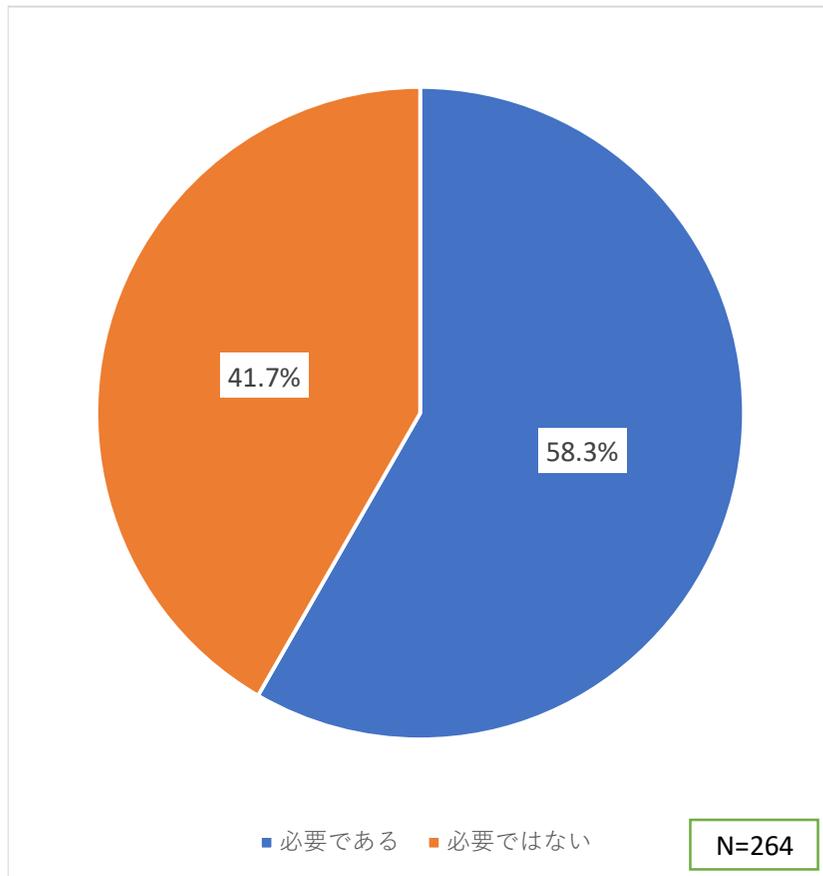
● 施設が独自に保育従事者を配置している理由



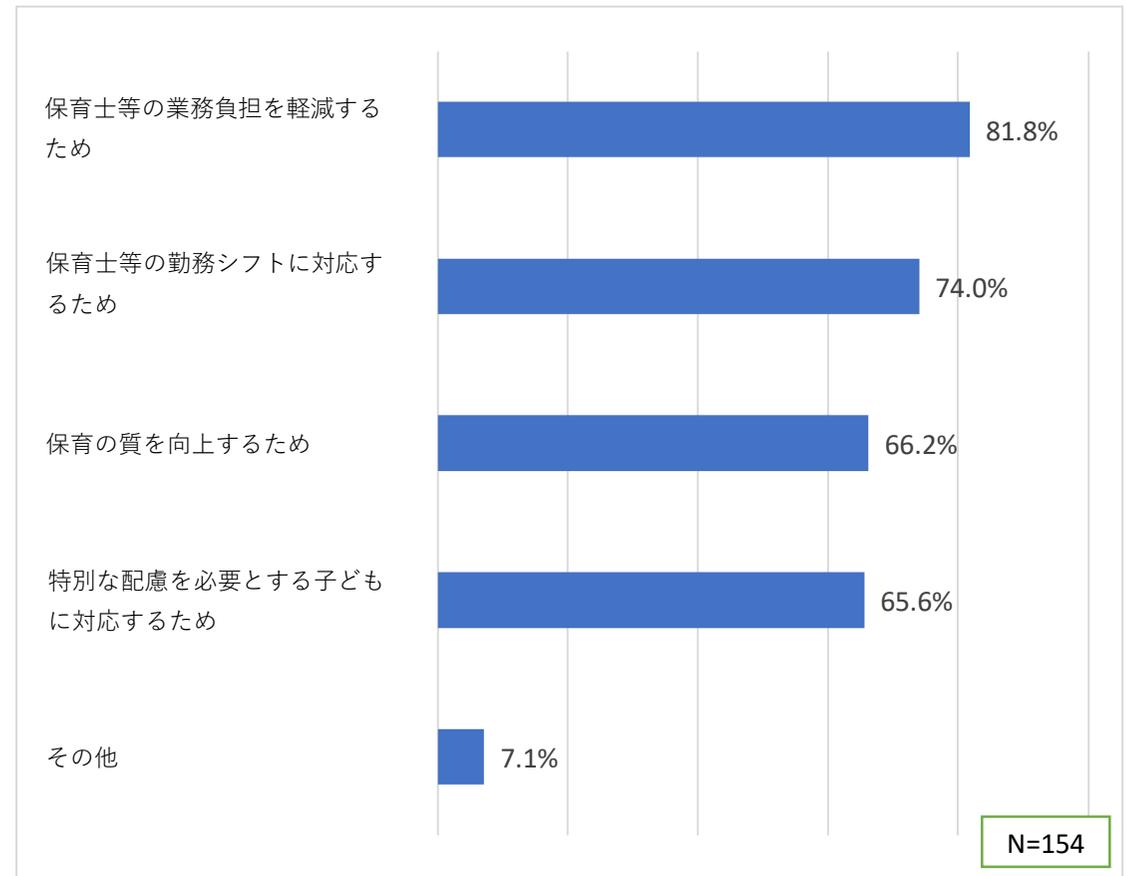
< 保育施設の調査結果から >
② 不足する保育従事者とその理由

○ 現在従事する保育従事者よりも多くの職員を必要とすると回答した施設は全体の58.3%（154施設）を占め、その理由として、「保育士等の業務負担を軽減するため」と回答した施設が81.8%（126施設）と最も多くなっている。次いで、「保育士等の勤務シフトに対応するため」と回答した施設74%（114施設）となっている。

● 現状より多くの保育従事者が必要か



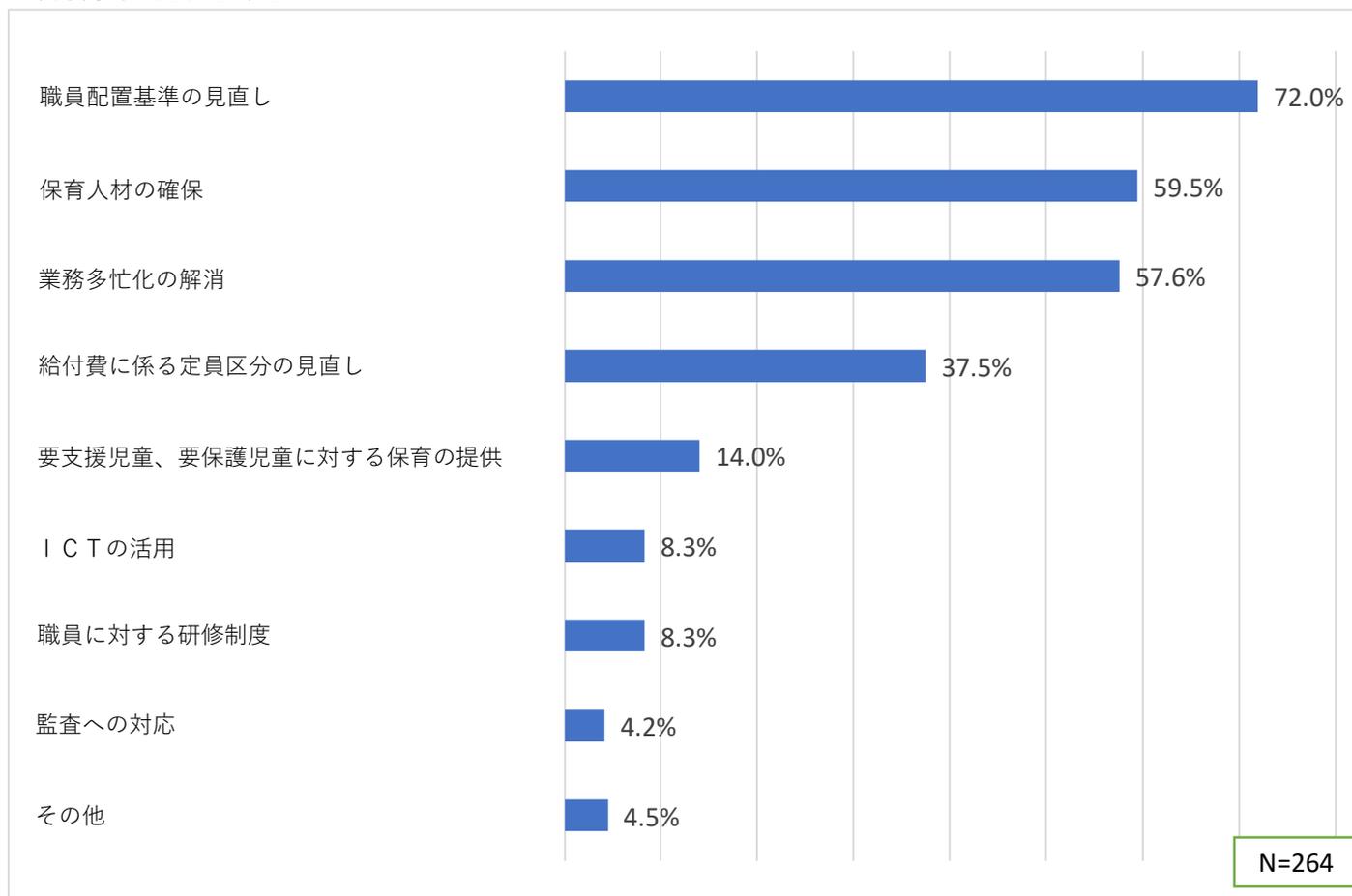
● 必要とする理由



<保育施設の調査結果から>
③希望する制度の改善や支援

○保育現場の課題に関し、制度の改善や支援などを特に希望する事項として、「職員配置基準の見直し」と回答した施設は全体の72%（190施設）に上った。次いで、「保育人材の確保」と回答した施設が59.5%（157施設）、「業務多忙化の解消」が57.6%（152施設）となっている。

●保育現場に関する課題

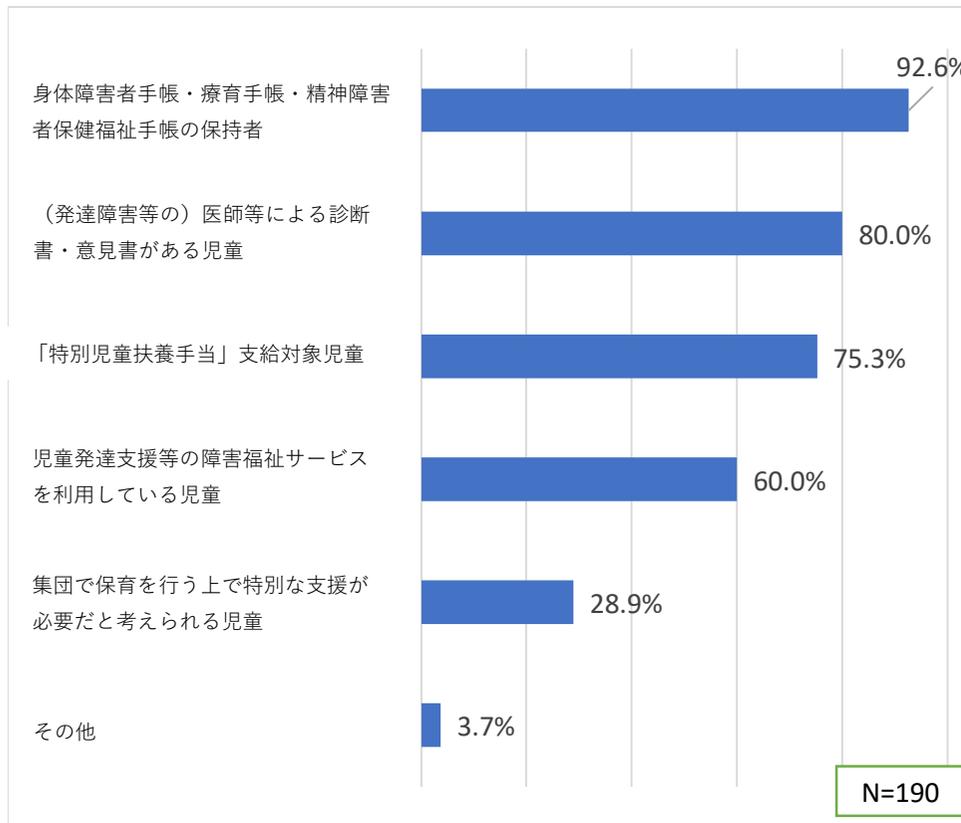


< 保育施設の調査結果から >

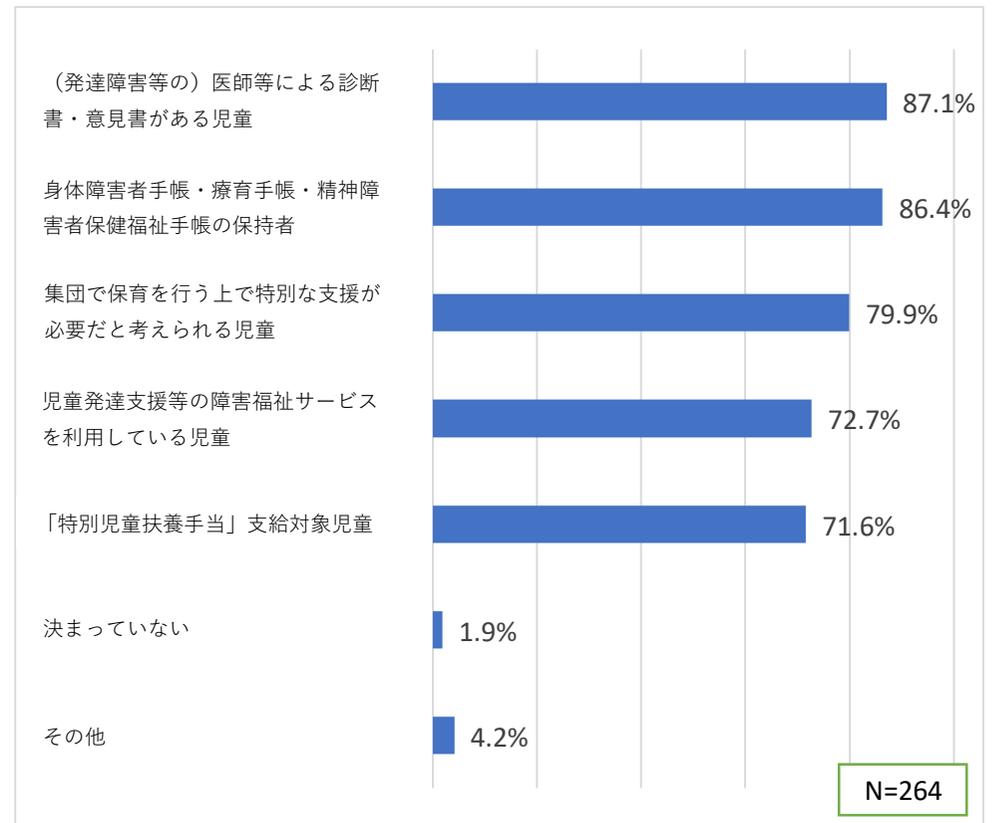
④ 障害児保育の対象となる児童の基準

○市町村から障害児保育の対象となる児童の考え方や基準等が示されていると回答した190施設のうち、「集団で保育を行う上で特別な支援が必要だと考えられる児童」が対象になると捉えている施設は、28.9%（55施設）に止まっている。一方で、障害児保育の対象とすべき児童について、79.9%（211施設）の施設で「集団で保育を行う上で特別な支援が必要だと考えられる児童」を対象とすべきと回答している。

●市町村から示された障害児保育の対象児童



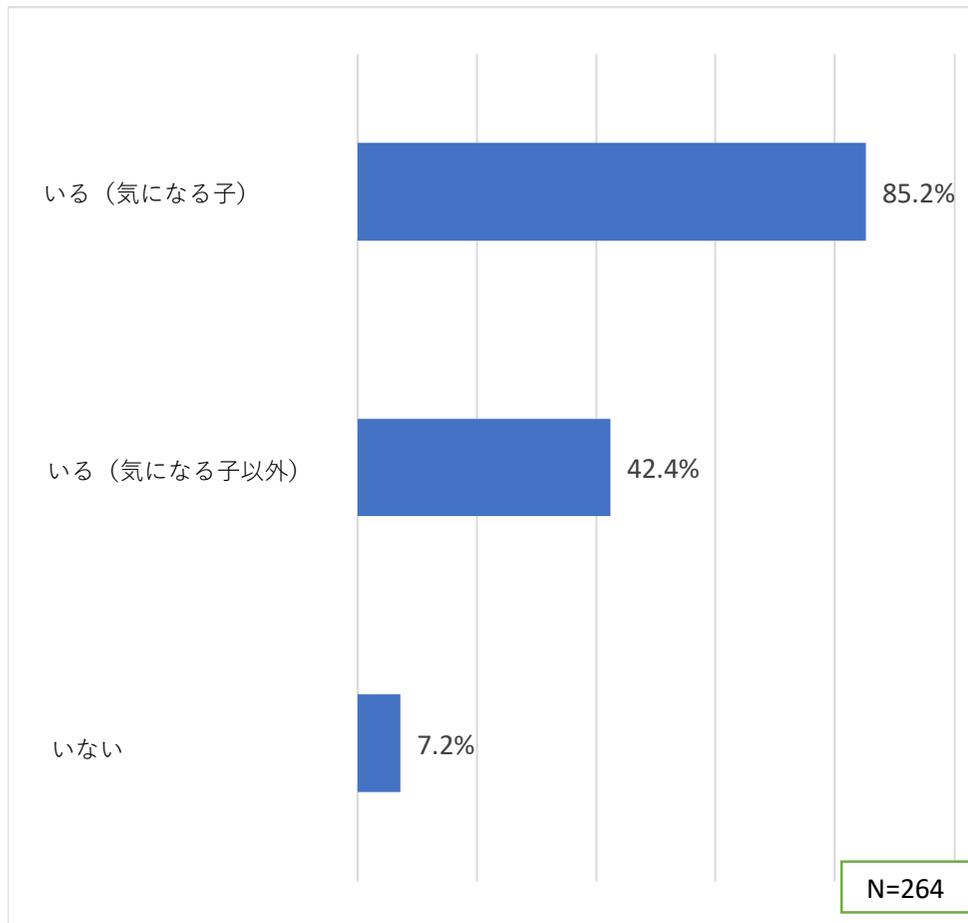
●障害児保育の対象とすべき児童



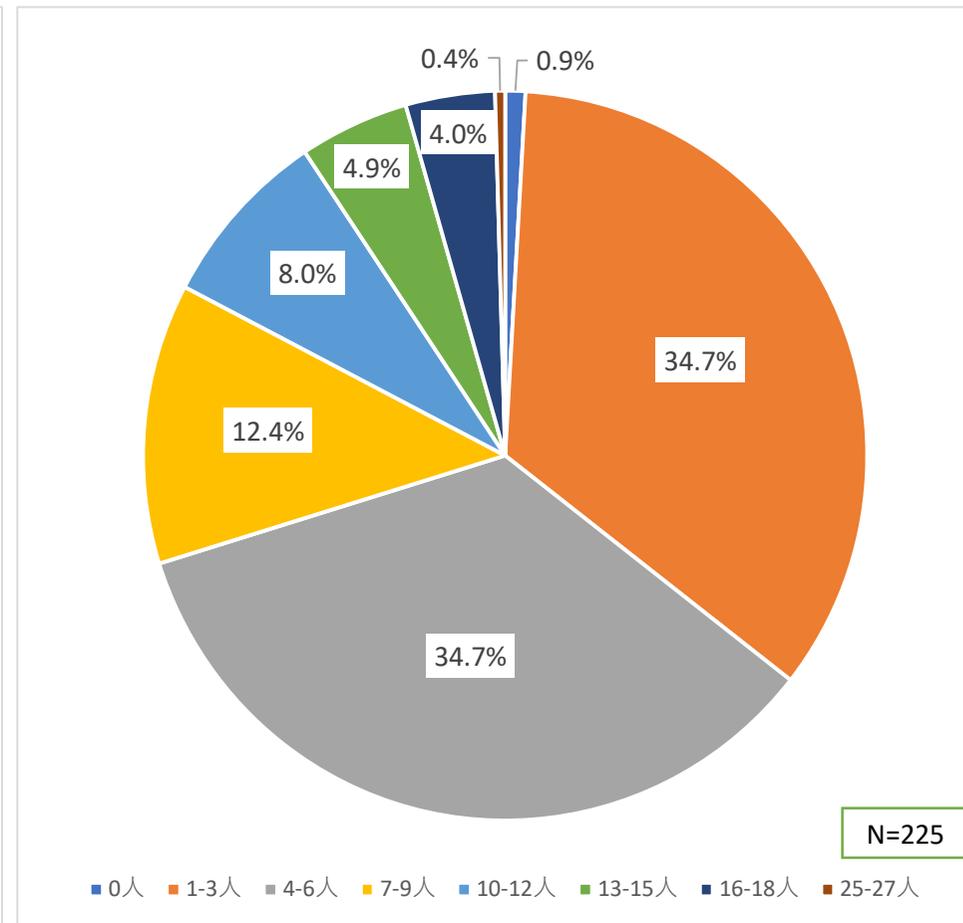
<保育施設の調査結果から>
 ⑤障害児受入の現状（気になる子）

○気になる子がいると回答した施設は85.2%（225施設）を占め、それ以外の障害児を受け入れている施設は42.4%（112施設）となっている。また、気になる子を受け入れている施設におけるその人数は、1人以上3人以下又は4人以上6人以下と回答した施設が全体の69.4%（156施設）を占めている。

●障害児を受け入れているか



●受け入れている「気になる子」の人数

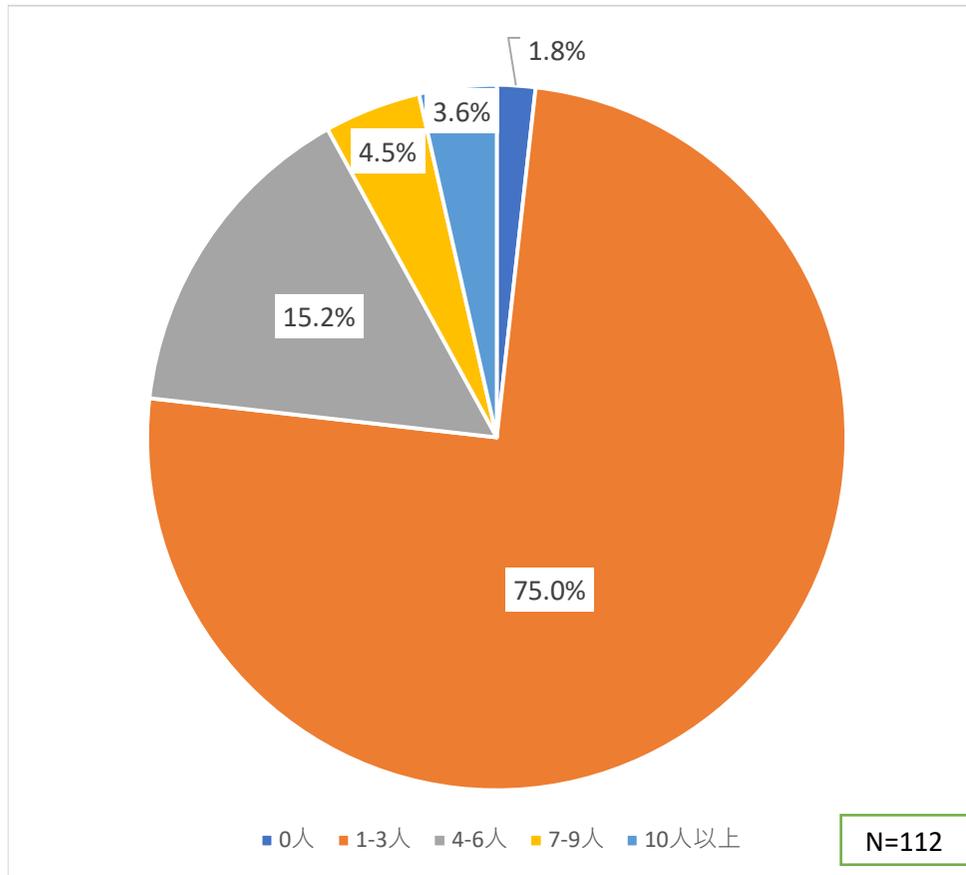


<保育施設の調査結果から>

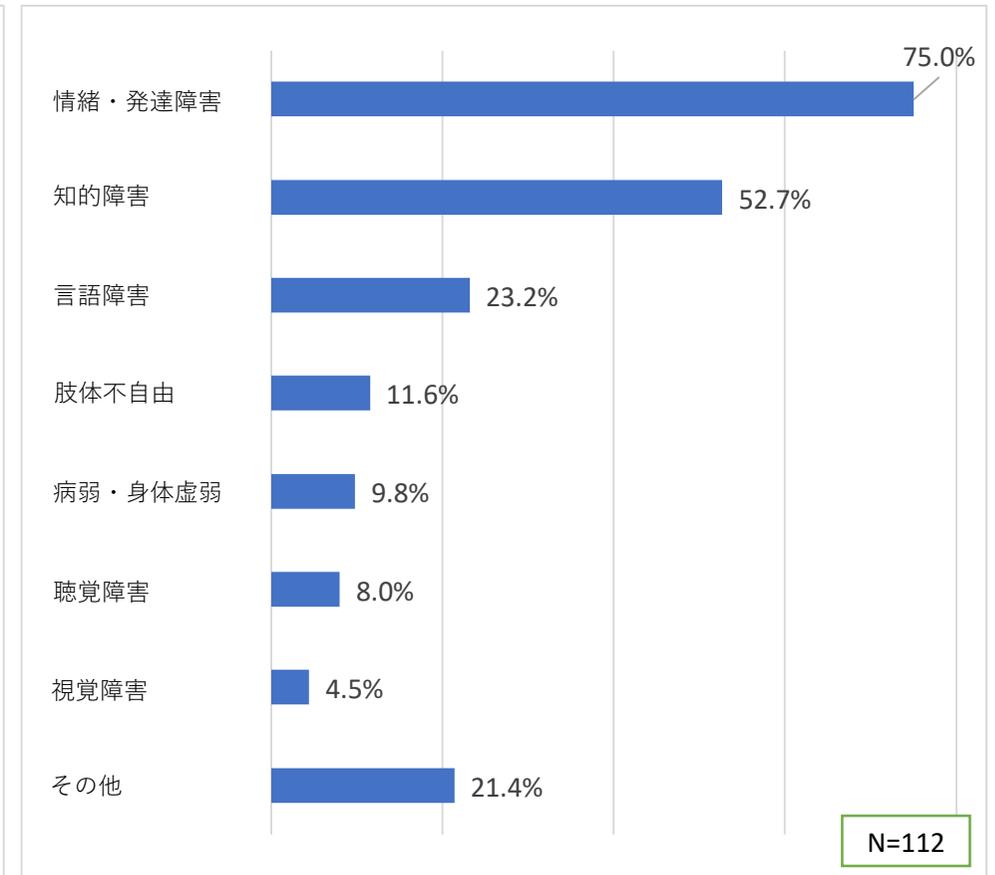
⑥障害児受入の現状（気になる子以外）

○気になる子以外の障害児がいると回答した112施設において受け入れている障害児の人数は、1人以上3人以下と回答した施設は75%（84施設）を占めている。また、受け入れている障害児の障害の種類については、「情緒・発達障害」が75%（84施設）、次いで「知的障害」が52.7%（59施設）を占めている。

●受け入れている「気になる子」以外の人数



●受け入れている障害児の障害の種類

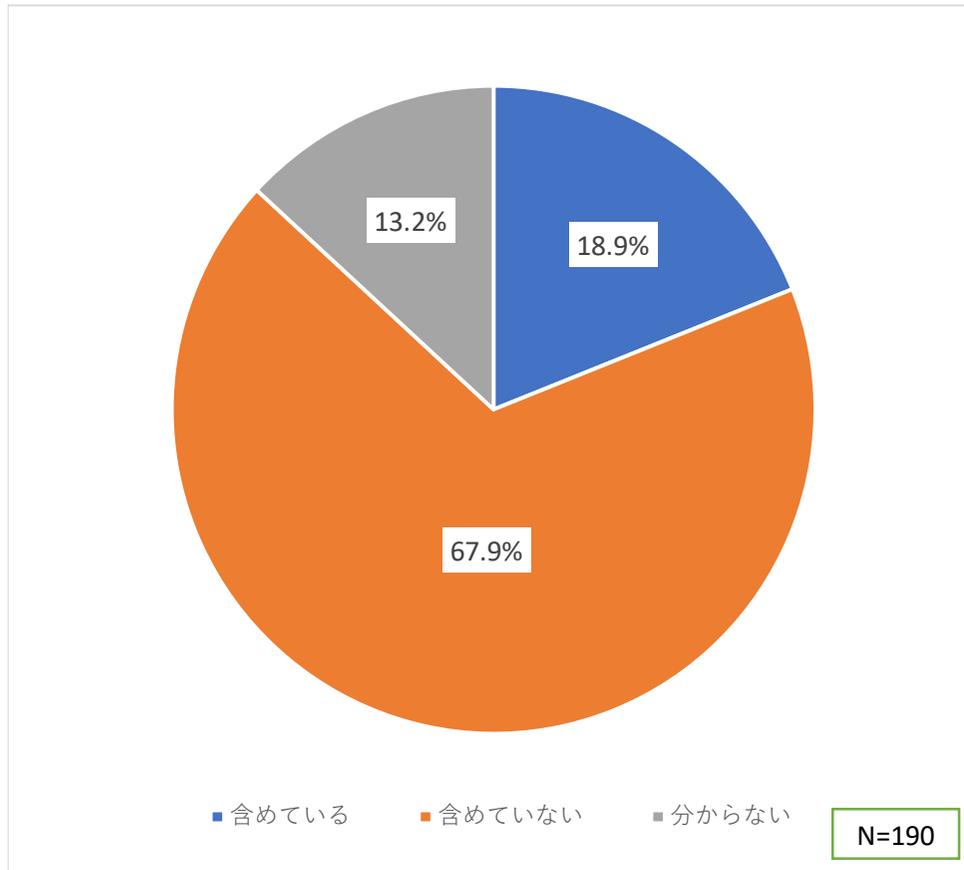


< 保育施設の調査結果から >

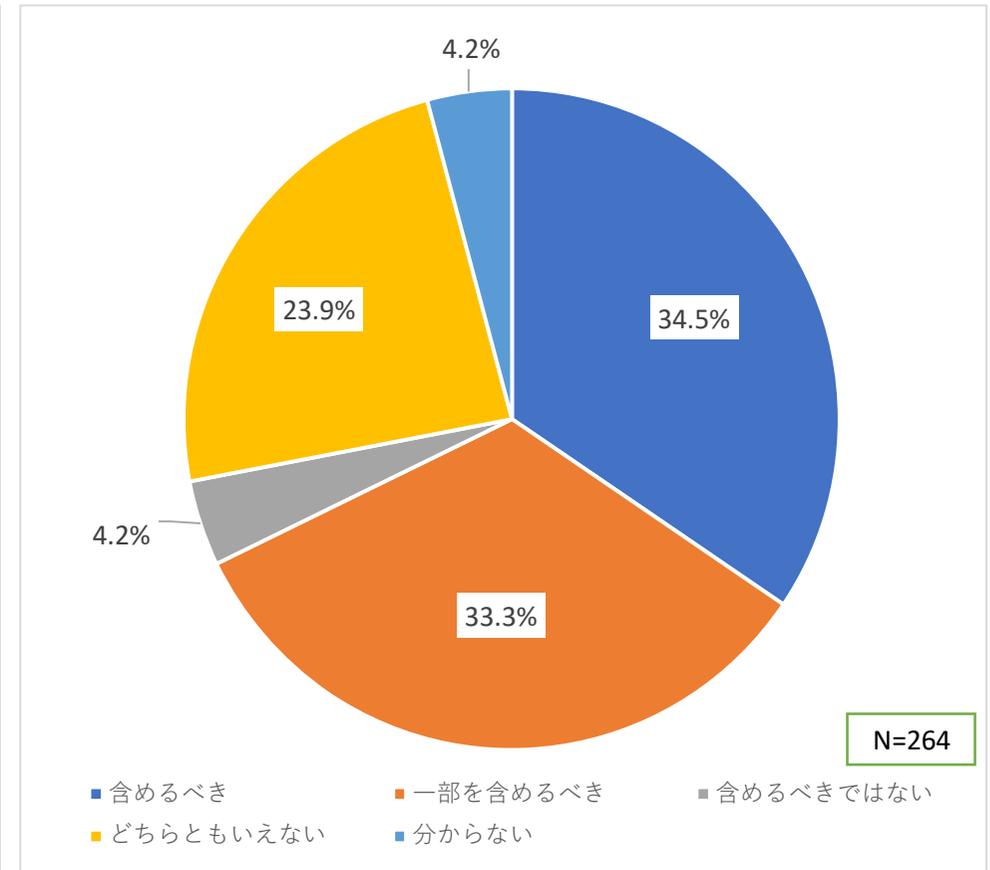
⑦ 「気になる子」を障害児保育の対象とすべきか

○市町村から障害児保育の対象となる児童の考え方や基準等が示されていると回答した190施設のうち、「気になる子」を障害児保育の対象として含めていると回答した施設は18.9%（36施設）に止まっている。一方で、対象に含めるべき（一部を含む）と回答した施設は、回答があった264施設のうち、67.8%（179施設）に上っている。

●市町村では障害児保育の対象としているか



●障害児保育の対象とすべきか

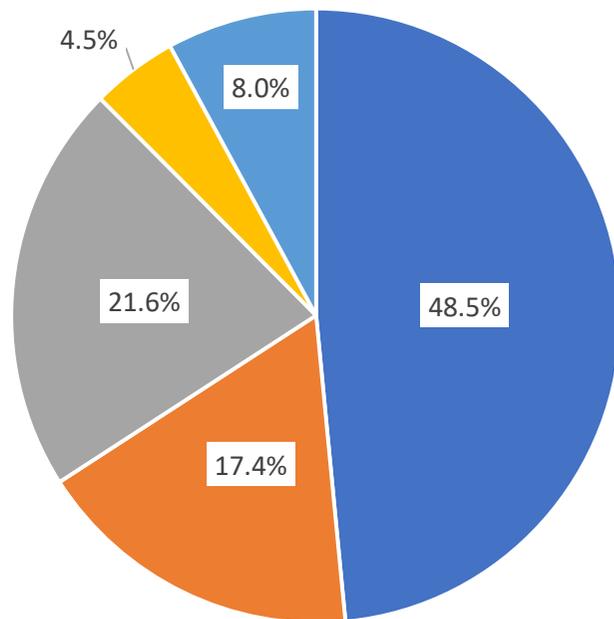


<保育施設の調査結果から>

⑧障害児保育における職員の加配と配置人数

○障害児を受け入れるに当たり、職員の加配を行っているとは回答した施設は70.1%（185施設）に上り、その加配職員の人数は、子ども1人に対して職員を1人と回答した施設が76.2%（141施設）となっている。

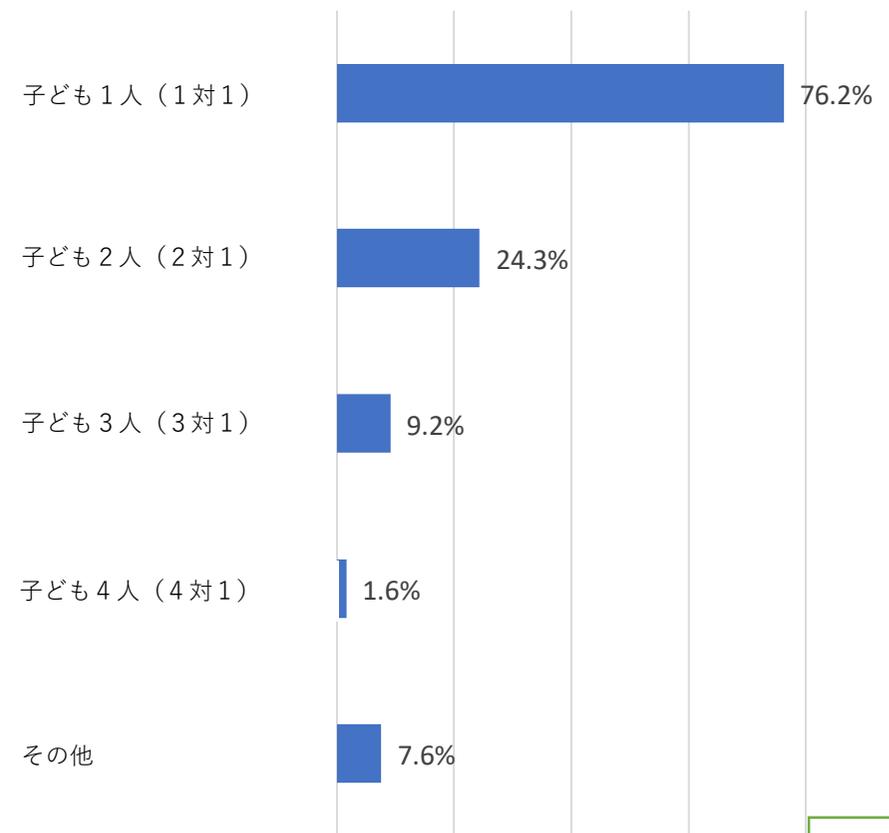
●職員の加配の有無



- 行っている
- 行っていない
- 障害の程度等、ケースにより行っている
- 受け入れたことはない
- その他

N=264

●加配職員の配置人数



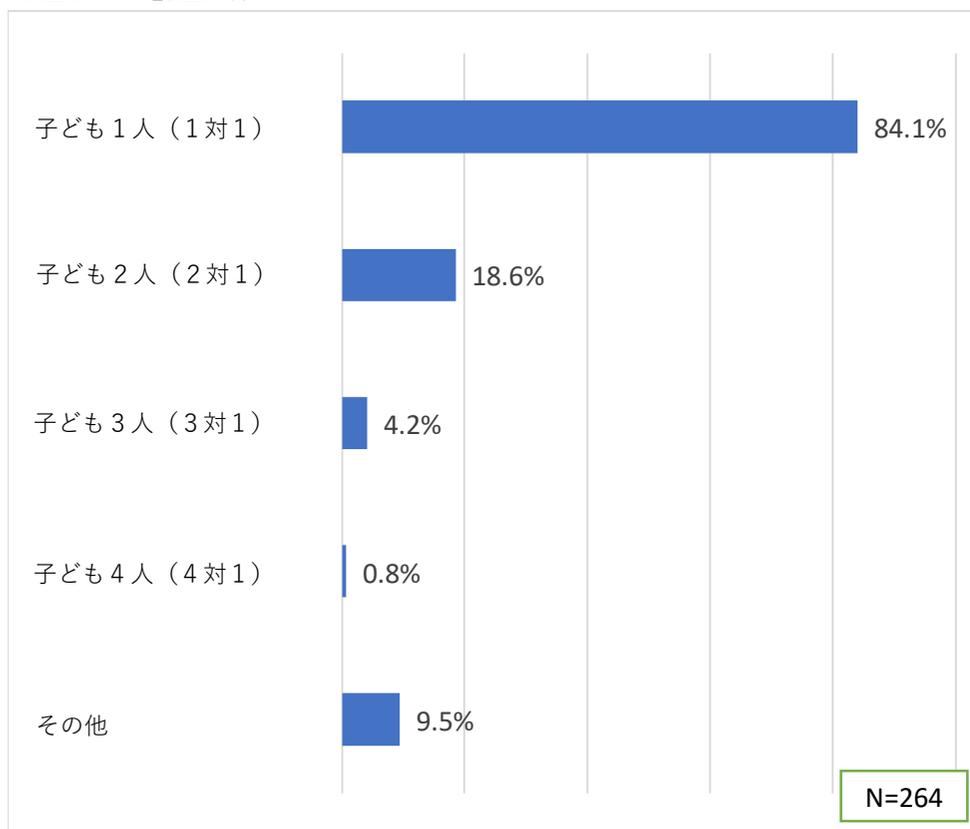
N=185

<保育施設の調査結果から>

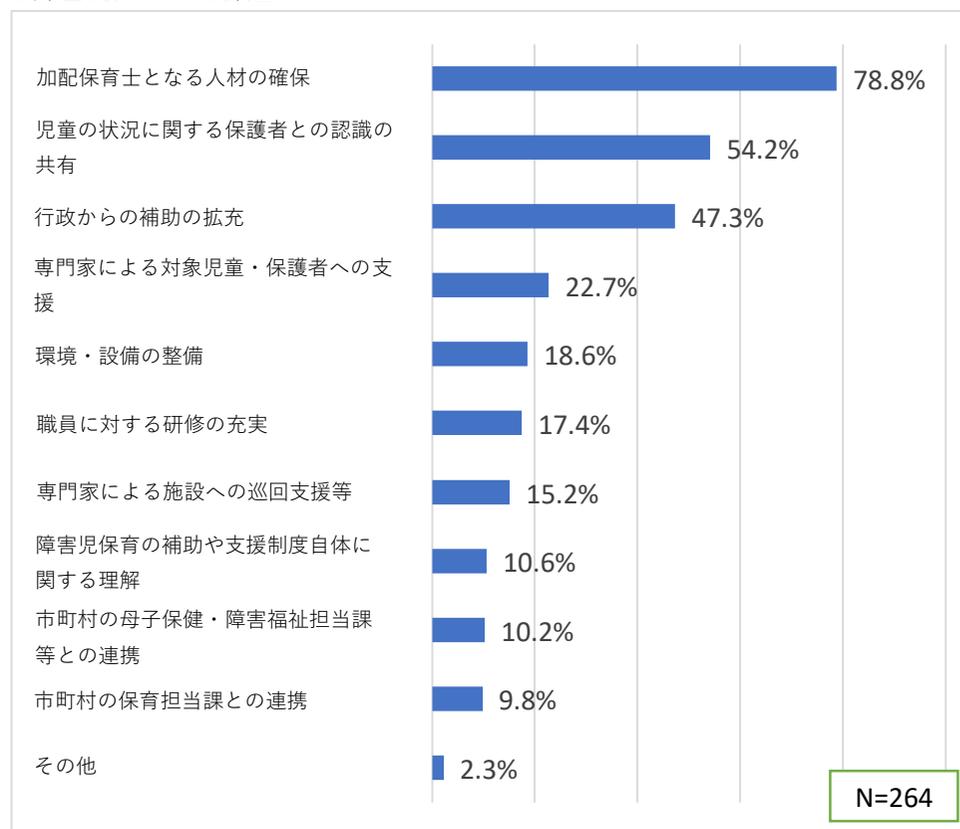
⑨望ましい配置人数と障害児保育の課題

○障害児を受け入れるに当たり、保育に望ましいと考える配置人数を子ども1人に対して職員を1人と回答した施設は84.1%（222施設）に上っている。障害児の受入を円滑に進める上での課題については、「加配保育士となる人材確保」と回答した施設が78.8%（208施設）に上り、次いで「児童の状況に関する保護者との認識の共有」が54.2%（143施設）、「行政からの補助の拡充」が47.3%（125施設）となっている。

●望ましい配置人数



●障害児受入れの課題

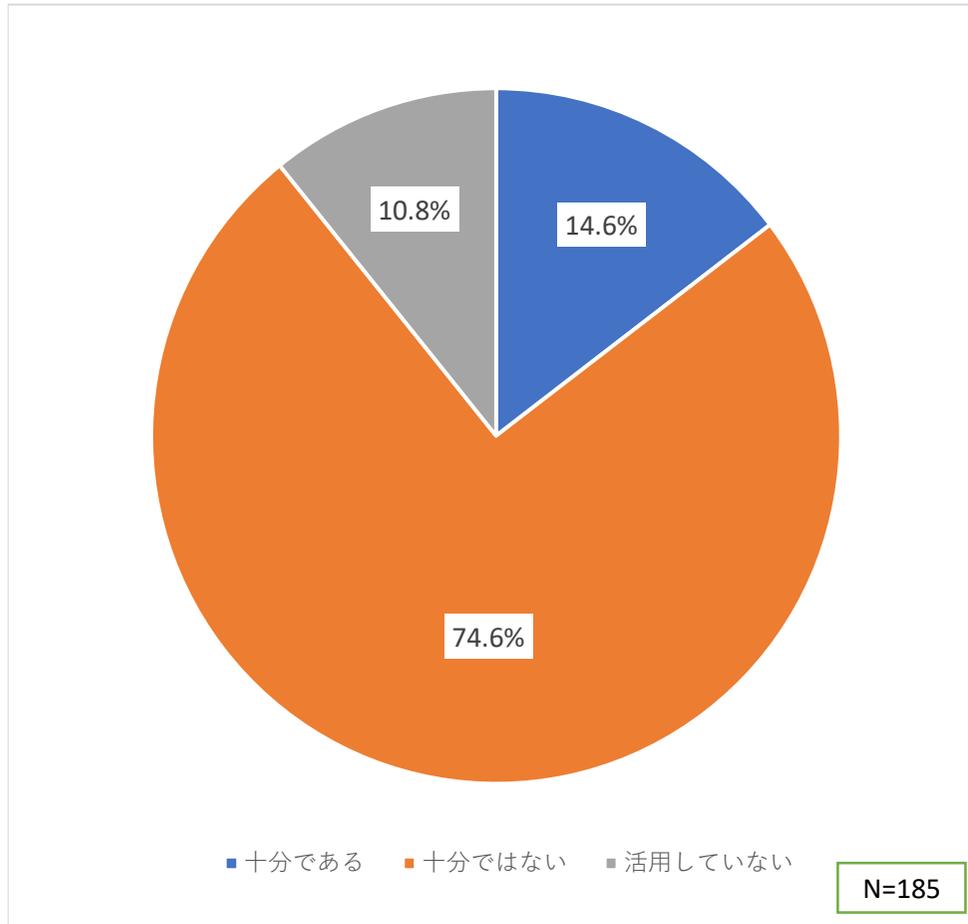


<保育施設の調査結果から>

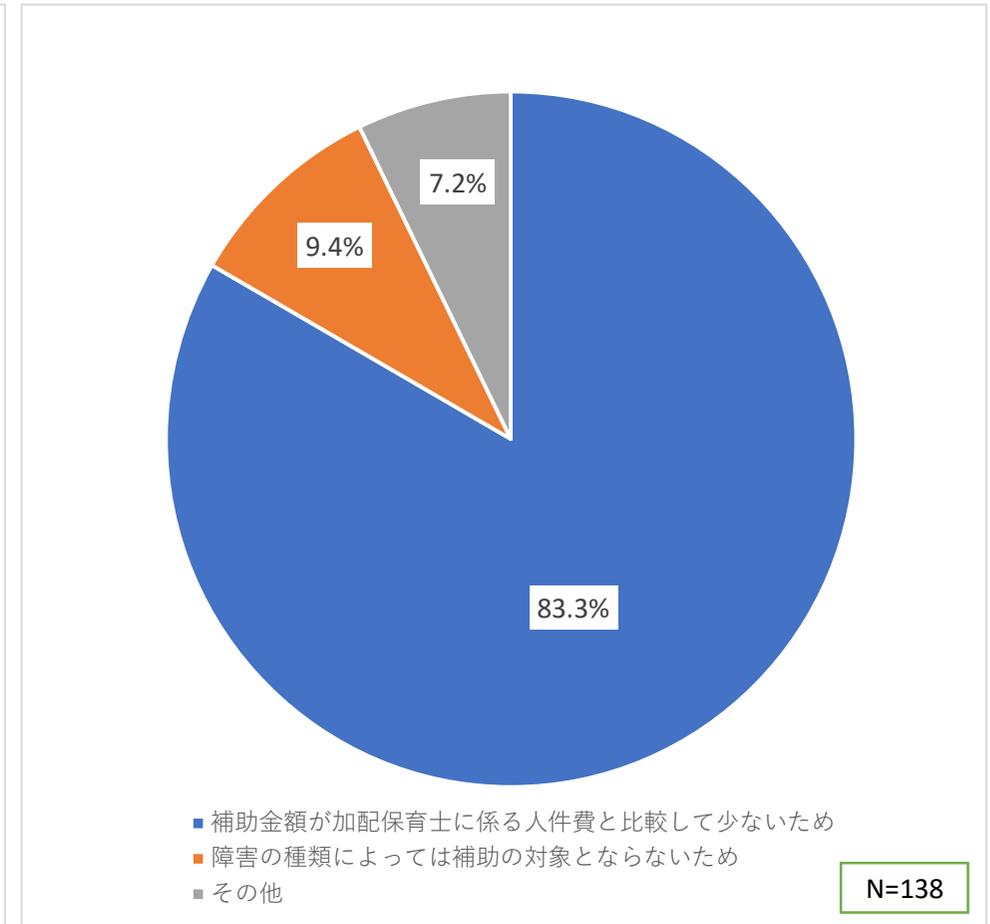
⑩市町村における補助の水準

○加配職員に対する市町村からの支援について、「十分ではない」と回答した施設が74.6%（138施設）を占めており、その理由として「補助金額が加配保育士に係る人件費と比較して少ないため」と回答した施設が83.3%（115施設）に達している。

●市町村からの支援は十分か



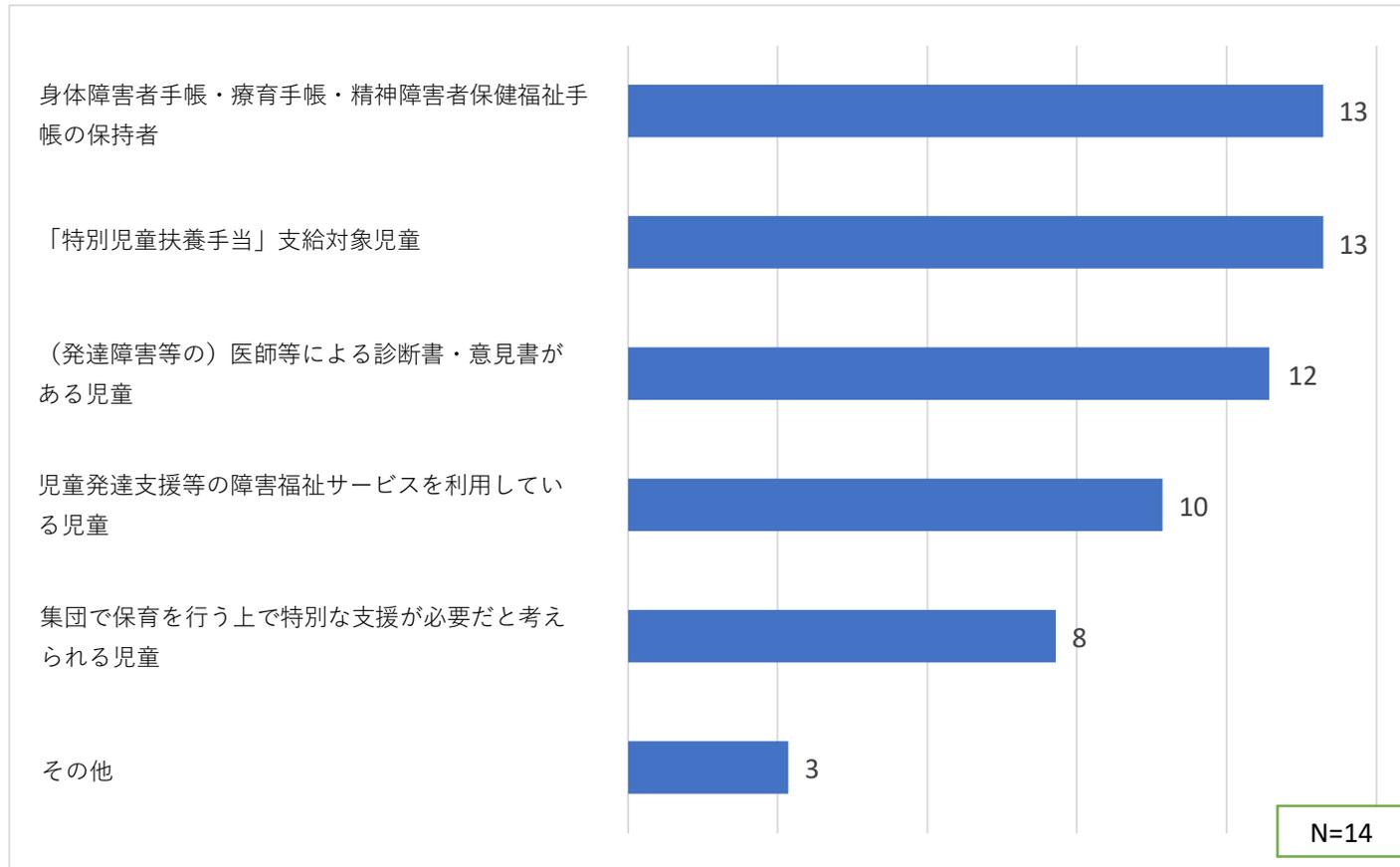
●支援が十分ではない理由



<市町村の調査結果から> 障害児保育に係る市町村補助金の対象児童の範囲

○補助制度があると回答した14市町村のうち、対象児童の範囲として「身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の保持者」や「「特別児童扶養手当」支給対象児童」、「医師等による診断書・意見書がある児童」を挙げており、施設の認識ともほぼ一致しているが、「集団で保育を行う上で特別な支援が必要だと考えられる児童」を対象としているのは8市町村に止まっている。

●補助金の対象児童の範囲



※市町村別の障害児保育に係る補助制度

令和6年5月1日現在

市町村	要件・基準等
秋田市	1. 特別児童扶養手当の支給対象児童 2. 身体障害者手帳の交付を受けている児童 3. 療育手帳の交付を受けている児童 1～3共通 月額100,000円×入所月数（各月初日時点） 4. その他、関係療育機関により何らかの発達障がい有する旨の判定を受けている児童 月額65,000円×入所月数（各月初日時点） 【根拠】「1、2歳児」と「3歳児」それぞれの保育単価を按分した金額と、「乳児」の保育単価との差額等を根拠としている。
能代市	●特別児童扶養手当（1級）支給対象児童及びこれに相当すると市長が認める障害児（以下「重度障害児」という。）に対して保育士等（保育士、保健師、看護師及び准看護師のことをいう。以下同じ。）を加配（重度障害児1人に対し保育士等を1人加配）して保育を行った場合に要する経費 1人につき月額144,000円 ●重度障害児以外で市長が特に認める障害児（以下「重度以外障害児」という。）に対して保育士等を加配（重度以外障害児2人に対し保育士等を1人加配）して保育を行った場合に要する経費 1人につき月額72,000円
横手市	〔重度〕特別児童扶養手当の対象となっている児童…1人1か月あたり40,000円 〔中軽度A〕児童発達支援を利用している児童…1人1か月あたり20,000円 〔中軽度B〕児童発達支援を利用していない（医療機関を受診している、または公的相談機関や療育機関に定期的に相談している）児童…1人1か月あたり20,000円
湯沢市	【補助対象】障がい児1人以上保育し、2人につき幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する職員1人以上を専任で配置するもの。 【補助対象経費】専任職員の人件費及び障がい児保育の実施に要する費用。 【補助金額】補助対象経費の総額又は保育を行う障がい児の人数に当該保育を実施した月数を乗じて得た数に子ども・子育て支援交付金交付要綱（令和6年4月25日付けこ成保第261号、6文科初第298号）別紙多様な事業者の参入促進・能力活用事業欄の2認定こども園特別支援教育・保育経費に掲げる額を乗じて得た額のいずれか少ない額を交付する。
鹿角市	【補助対象】私立の保育所等 【補助対象経費】専任保育士の人件費 【保育士配置基準】障害児保育対策実施要綱第2条に定める対象児童2人につき専任保育士をおおむね1人の割合で配置する。ただし、必要に応じ配置保育士の人数は変更できる。 【補助基準額】専任保育士1名あたり年額2,160,000円。（実施月12か月未満の場合180,000円×実施月数） 【補助金額】補助対象経費から寄付金その他の収入を除いた額と補助基準額を比較して少ないほうの額に3分の2を乗じた額（千円未満切捨）
由利本荘市	特別児童扶養手当受給者・・・児童1人につき月額 42,800円 その他の対象者・・・・・・児童1人につき月額 21,400円

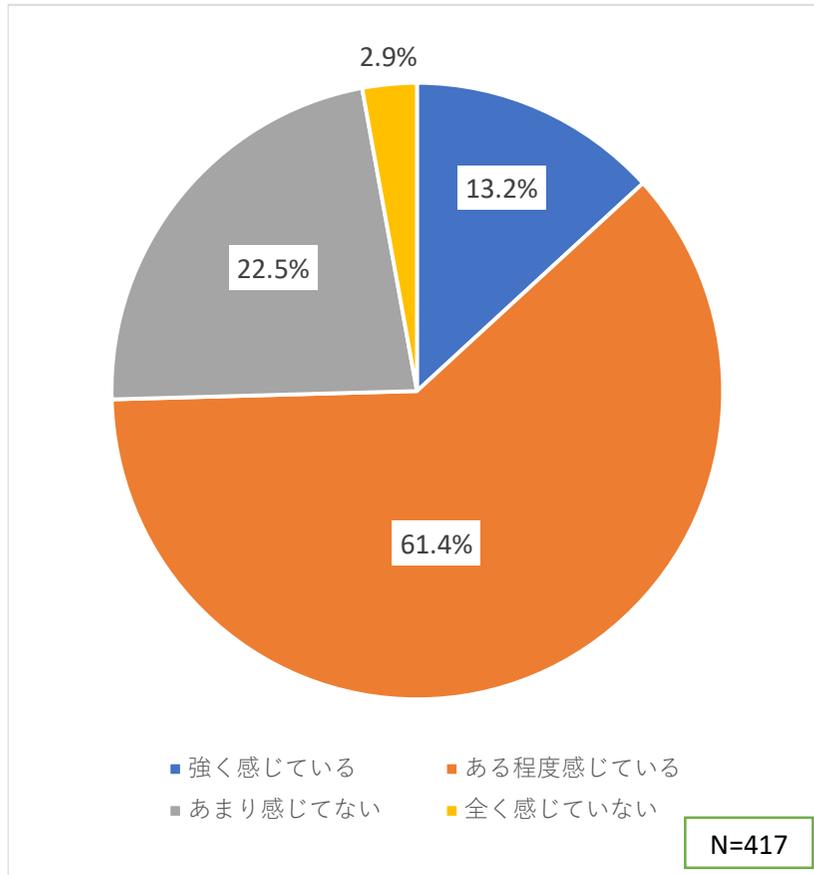
市町村	要件・基準等						
大崎市	<p>1. 手帳（身体・療育・精神）保持者を保育する場合 児童1人につき支援員1人の配置を基準とし、支援員1人あたりに要する人件費※から当該児童の保育単価人件費相当額を減じて得た額。</p> <p>2. 1以外の「障害児保育」の対象となる児童を保育する場合 児童1人につき支援員1人の配置を基準とし、支援員1人あたりに要する人件費※から当該児童の保育単価人件費相当額を減じて得た額に1/2を乗じて得た額。</p> <p>※ ただし、支援員1人あたりに要する人件費は、年額2,100,000円を上限とする。</p>						
北秋田市	<p>A判定（特別児童扶養手当、療育手帳・身体障害者手帳）：100,000円/月 B判定（審査会において、障がい有すと判定された児童）：50,000円/月</p>						
にかほ市	<p>加配職員：資格保有者 10万円/月、資格なし 8万円/月 加配職員1人につき、対象児童2人まで</p>						
仙北市	<p>加配も含めて運営費の不足分を運営費補助金として補助している。</p>						
小坂町	<p>対象児童をサポートする保育士の人件費の一部を予算の範囲内で補助する。</p>						
三種町	<p>対象児童を受け入れる保育所等は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に規定する保育士のほか、本事業の実施のために必要な保育士等を配置しなければならない。</p> <p>補助基準額</p> <table border="0" data-bbox="392 810 985 869"> <tr> <td>1 重度障害児</td> <td>1人につき月額</td> <td>144,000円</td> </tr> <tr> <td>2 その他の児童</td> <td>//</td> <td>月額 72,000円</td> </tr> </table>	1 重度障害児	1人につき月額	144,000円	2 その他の児童	//	月額 72,000円
1 重度障害児	1人につき月額	144,000円					
2 その他の児童	//	月額 72,000円					
五城目町	<p>今現在は、担当保育士の人件費の1/2を補助しているが、見直しを協議している。</p>						
羽後町	<p>加配保育士1人につき月額166,000円</p>						

<保育士の調査結果から>

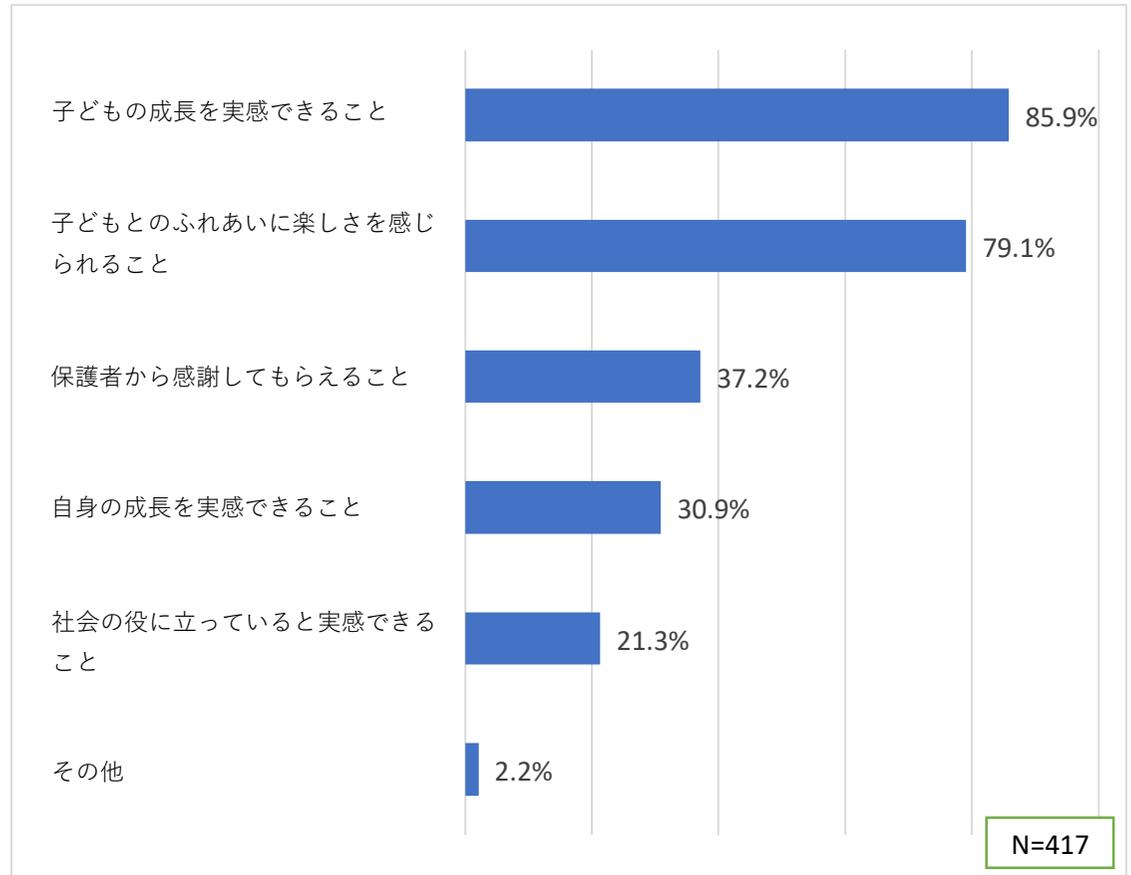
① やりがいと働いて良かったと思うこと（現役保育士）

○現役の保育士417人のうち、やりがいを感じていると回答（「強く感じている」と「ある程度感じている」の合計）した保育士は74.6%（311人）に上っている。また、働いて良かったこととして「子どもの成長を実感できること」と回答した保育士は85.9%（358人）、次いで「子どもとのふれあいに楽しさを感じられること」が79.1%（330人）となっている。

●保育士としてやりがいを感じているか



●保育士として働いて良かったこと

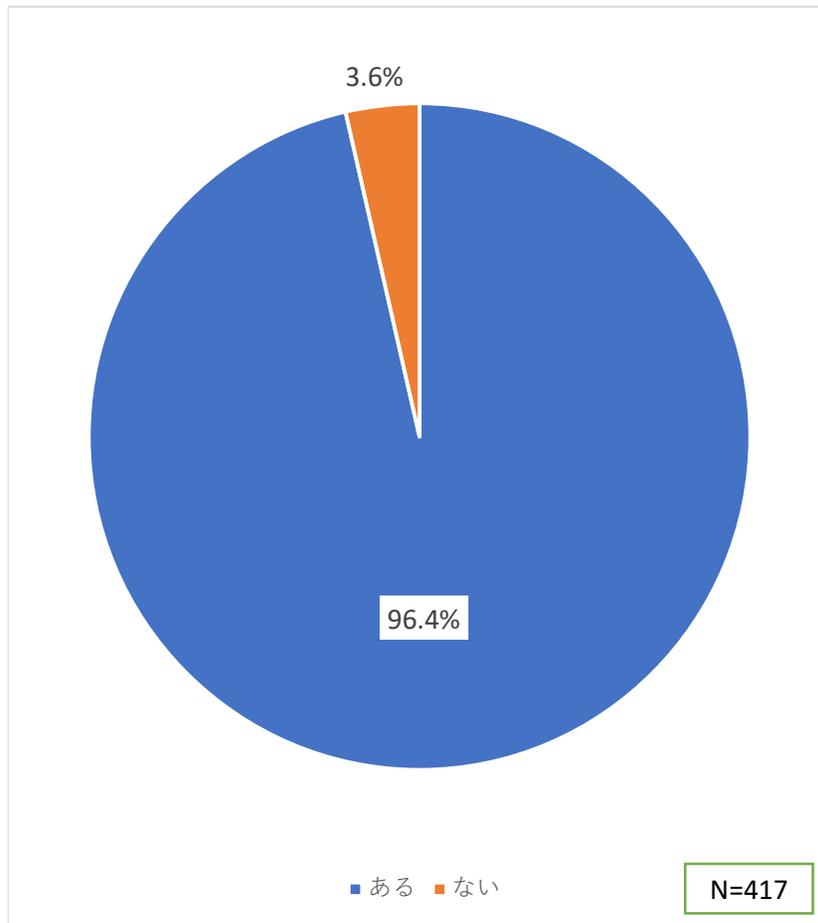


<保育士の調査結果から>

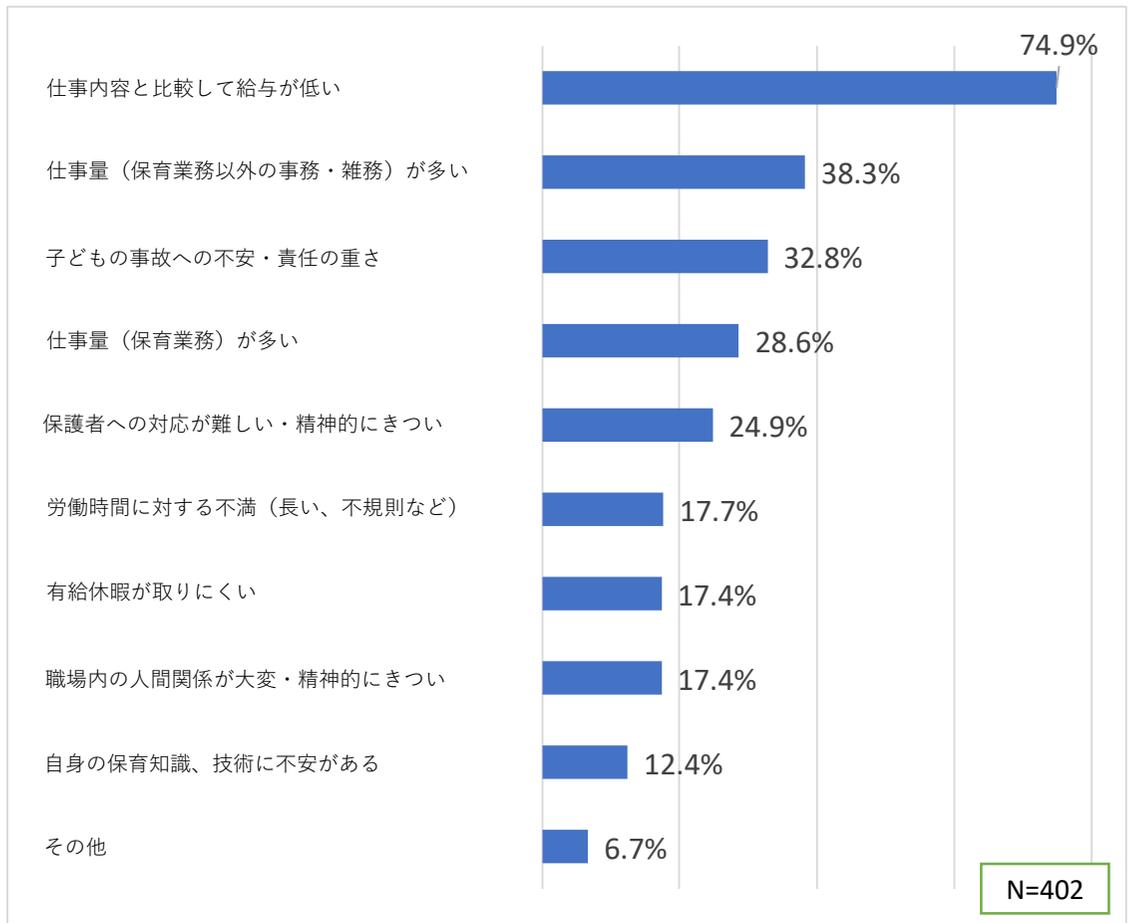
②働く上での悩み、不安、不満等（現役保育士）

○保育士として働く上で悩みや不安、不満等があると回答した402人のうち、74.9%（301人）が「仕事内容と比較して給与が低い」を挙げており、次いで「仕事量（保育業務以外の事務・雑務）が多い」が38.3%（154人）、「子どもの事故への不安・責任の重さ」が32.8%（132人）となっている。

●働く上での悩みや不安、不満等の有無



●悩みや不安、不満等の内容

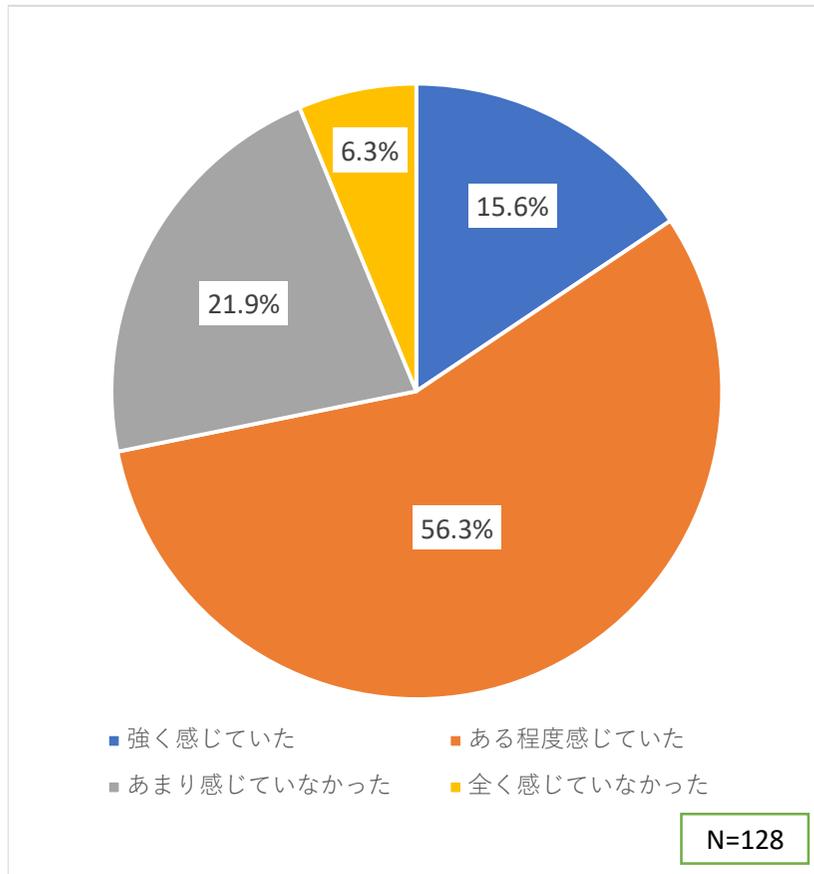


<保育士の調査結果から>

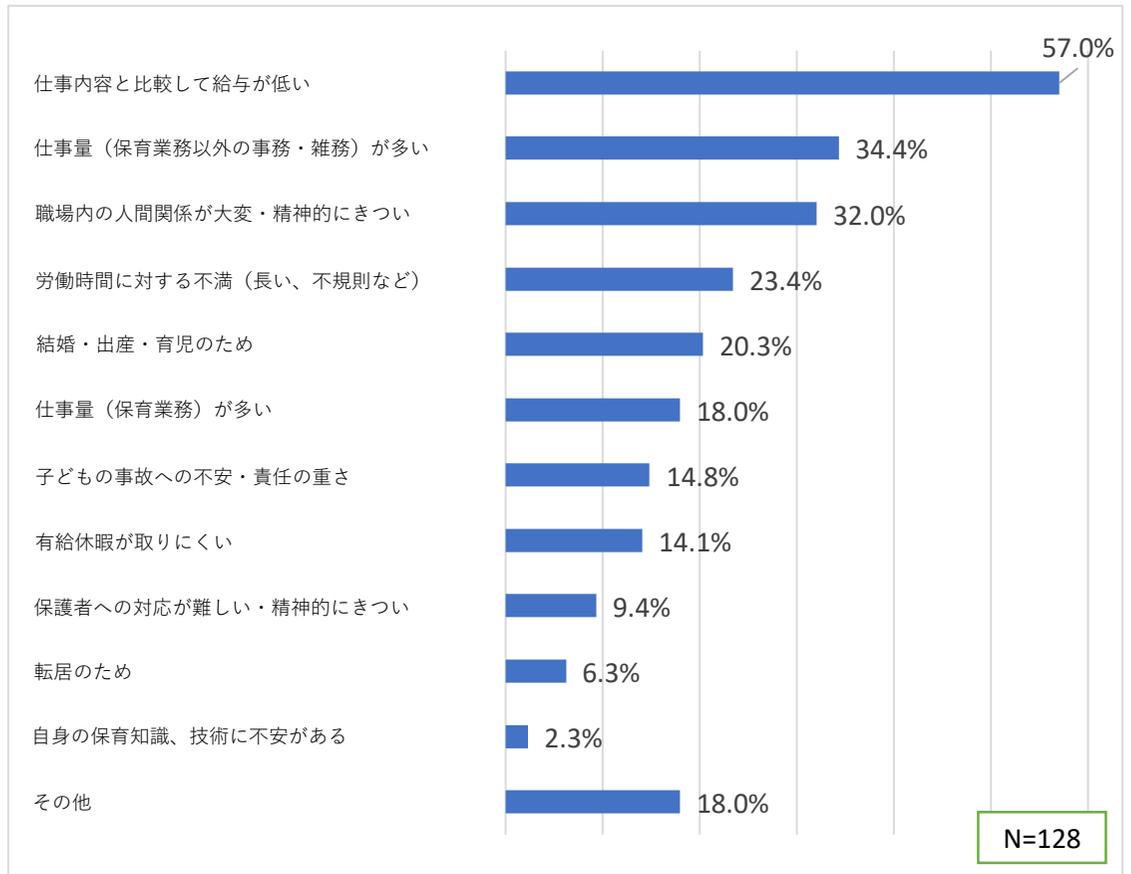
③離職の理由（潜在保育士）

○保育士として働いていたが離職したと回答した128人のうち、離職の理由としては、「仕事内容と比較して給与が低い」が57%（73人）、次いで「仕事量（保育業務以外の事務・雑務）が多い」が34.4%（44人）となっている。また、回答者の32%（41人）が「職場内の人間関係が大変・精神的にきつい」ことを理由として挙げている。

●保育士としてやりがいを感じていたか



●離職した理由

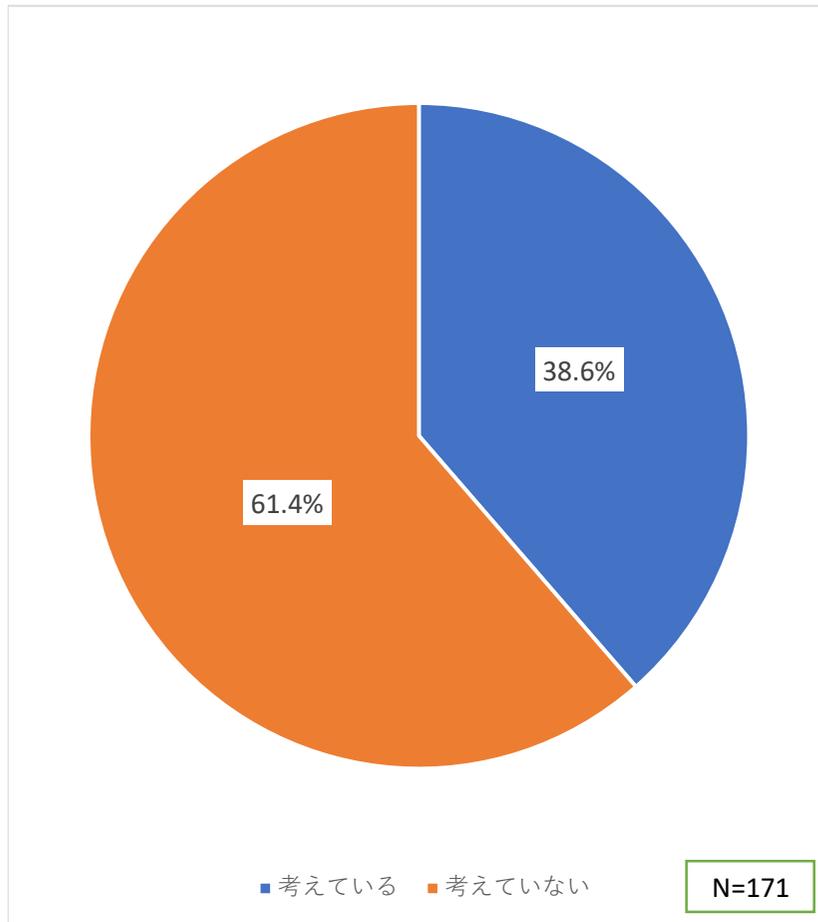


<保育士の調査結果から>

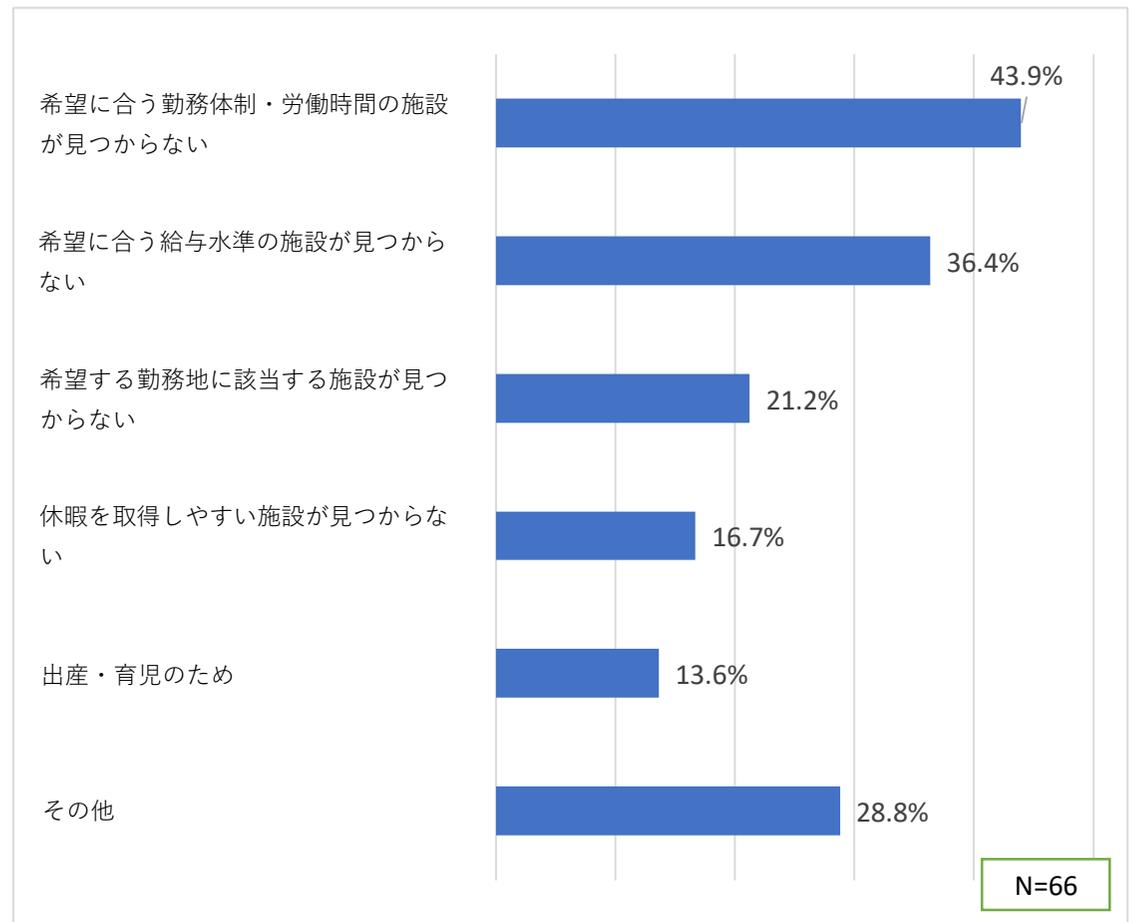
④保育士として働いていない理由（潜在保育士）

○現在は保育士として働いていないが今後働きたいと回答した66人のうち、働くに至らない理由としては、「希望に合う勤務体制・労働時間の施設が見つからない」が43.9%（29人）、次いで「希望に合う給与水準の施設が見つからない」が36.4%（24人）となっている。

●今後働きたいと考えているか



●働くに至っていない理由



<保育士の調査結果から>

⑤保育士として働き続けるために必要なこと

○保育士として働き続けるために必要なことについて、「給与（処遇）改善」と回答した保育士は84.5%（497人）と他の回答に比して多くなっている。次いで、「保育士の配置基準（人員配置）の見直し」が54.9%（323人）、「保育業務以外の事務・雑務の軽減」が38.4%（226人）となっている。

●保育士として働き続けるために必要なこと

